（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十七条の二の前の見出し中「育児休業手当金及び」を削り、同条中「に規定する」を「（介護休業手当金に係る部分に限る。次条において同じ。）に規定する」に改める。

附則第三十七条の三中「平成二十九年度から令和六年度」を「令和六年度から令和八年度」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第四条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第二条を削り、第三条を第二条とする。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の三を次のように改める。

（労働保険特別会計の雇用勘定における積立金等からの補足の特例）

第七条の三　令和五年度における第五十六条第三項及び第五項の規定の適用については、同条第三項第二号ハ中「法」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第二十六条第一項の規定により読み替えられた法附則第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する法」と、「以下この条」とあるのは「ハ及び次項」と、同条第五項中「及び二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額」とあるのは「、二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額及び雇用安定事業（雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の雇用保険法附則第十四条の四第二項に規定するものに限る。）に係る法附則第二十条の二第三項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定により読み替えて適用する法第百五条に規定する超過額に相当する金額」とする。

2　令和六年度における第五十六条第三項及び第五項の規定の適用については、同条第三項第二号ハ中「法」とあるのは「法附則第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する法」と、「以下この条」とあるのは「ハ及び次項」と、同条第五項中「及び二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額」とあるのは「、二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額及び雇用安定事業（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の雇用保険法附則第十四条の四第二項に規定するものに限る。）に係る法附則第二十条の二第三項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定により読み替えて適用する法第百五条に規定する超過額に相当する金額」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第七条の三の規定は、令和六年度以後の年度において国が負担すべき金額について適用する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

3　第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令附則第三十七条の二の規定は、令和六年度以後の年度において地方公共団体及び国が負担すべき金額について適用する。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十七号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十八条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十条の二の見出しを「（学資金の貸与の要件）」に改め、同条中「及び工学」を「、工学、文学及び法学」に改め、同条ただし書中「とする」を「とし、文学にあつては語学その他防衛大臣の指定するものとし、法学にあつては法律学その他防衛大臣の指定するものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第九十八条第一項に規定する政令で定める学位に相当するものは、次に掲げるものとする。

一　外国において授与された学校の課程の修了に関する称号であつて、学士、修士又は博士に相当するものであると防衛大臣が認めるもの

二　学校教育法第百二十五条第一項に規定する専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であるものに限る。）を修了した者が称することができるものとして文部科学大臣の定める称号であつて、学士に相当するものであると防衛大臣が認めるもの

第百二十条の三第一項中「（以下「貸費学生」という。）」を「又は生徒（以下「自衛隊奨学生」という。）」に改め、同条第二項中「には大学」の下に「、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校（以下「大学等」という。）」を加え、「及び当該貸費学生となろうとする者の在学する大学の学長の推薦書を添附しなければ」を「を添付しなければ」に改め、同条第三項中「願出にあたつて」を「願い出に当たつて」に、「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第四項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の四中「一に」を「いずれかに」に、「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の五中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の六中「貸費学生と」を「自衛隊奨学生と」に、「貸費学生が大学」を「自衛隊奨学生が大学等」に改め、同条ただし書中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の七第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同条第二項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「つど」を「都度」に改める。

第百二十条の八第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同条第二項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、「とき」の下に「（休学し又は停学にされた日の属する月に休学期間又は停学期間が満了した場合を除く。）」を加え、「それぞれ復学し、」を「休学期間」に、「月の前月分」を「月分」に改める。

第百二十条の九中「貸費学生が次の各号の一」を「自衛隊奨学生が次の各号のいずれか」に、「それぞれその」を「当該各号に」に改め、同条第一号中「見込」を「見込み」に改め、同条第三号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の十第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に、「次条第三項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第二項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に、「又は第二項若しくは」を「、第二項又は」に、「次条第一項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。